



2020年5月13日

各 位

会社名 星 和 電 機 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 増山 晃章
(コード 6748 東証第1部)
問合せ先 執行役員管理本部長 岩見 恵一
(TEL. 0774-55-8181)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月24日開催予定の第72期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、情報機器事業および照明機器事業は、事業の特性上毎年1月から3月は繁忙期に当たるため、売上高等の季節要因に伴う業績への影響を緩和し、事業運営の効率化を図るとともに、業績等の経営情報の適時・適切な開示による経営の透明性を向上させるためとして、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたいと存じます。これに伴い、現行定款第12条、第13条、第38条、第40条を一部変更するものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第73期事業年度は2020年4月1日から2020年12月31日までの9か月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2020年6月24日
定款変更の効力発生日（予定）	2020年6月24日

以 上

[別紙] 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略) (基準日) 第12条 定時株主総会において議決権を行使することができる株主は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記録された株主とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月に、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>第14条～第18条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第38条 当会社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までとする。</p> <p>第39条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>附則 第1条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり) (基準日) 第12条 定時株主総会において議決権を行使することができる株主は、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記録された株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 (招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月に、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>第14条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第38条 当会社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までとする。</p> <p>第39条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月30日とする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 <u>第38条(事業年度)の規定にかかわらず、第73期事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までとする。</u></p> <p>第3条 <u>第40条(剰余金の配当の基準日)第2項の規定にかかわらず、第73期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は、2020年9月30日とする。</u></p> <p>第4条 <u>前2条および本条は、2020年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u></p>